

板橋区公立保育所のあり方について【概要版】

1. 公立保育所のあり方検討の目的

- (1) 「板橋区基本計画 2025」や「板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言 2025」【本編 3 頁～5 頁参照】に位置づけられた施策を着実に推進し、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるために公立保育所がどのような役割を果たすべきかを検討する。
- (2) 高まる保育需要に迅速に対応していくため、認可保育所や小規模保育所等の民間保育施設の整備を進めているが、今後、公立保育所の建物の老朽化が進行していく中でも着実な保育環境の再整備を進めていく必要があるため、保育環境の再整備における民間活力の活用として、公立保育所の民営化も検討する。

2. 保育施設が取り組むべき重点的な課題

(1) 子育て支援の充実

在宅子育て家庭の育児力を含めた地域の子育て力を向上させるため、公立保育所として、既存の子育て支援をさらに充実させるとともに、民間保育施設との連携を強化することにより支援の普及を図り、地域全体での子育て支援を充実させていく必要がある。

(2) 児童虐待の増加や子どもの貧困などの社会的問題への対応

児童虐待や子どもの貧困は、社会全体で解決すべき重要な課題であり、公的機関である公立保育所として、地域で活動する様々な主体と協働・連携して対応していく必要がある。

(3) 要支援児保育ニーズへの対応

医療的ケアが必要な子どもの受入れなど、多様な要支援児保育ニーズへの対応が求められており、公立保育所として、関係機関と連携しながら、保育士の専門性を高める仕組みを構築し、民間保育施設へ普及させるとともに、障がいのある子どもが利用しやすい施設整備など、安全に要支援児保育を行うための体制づくりが求められている。

(4) 高まる保育需要への対応

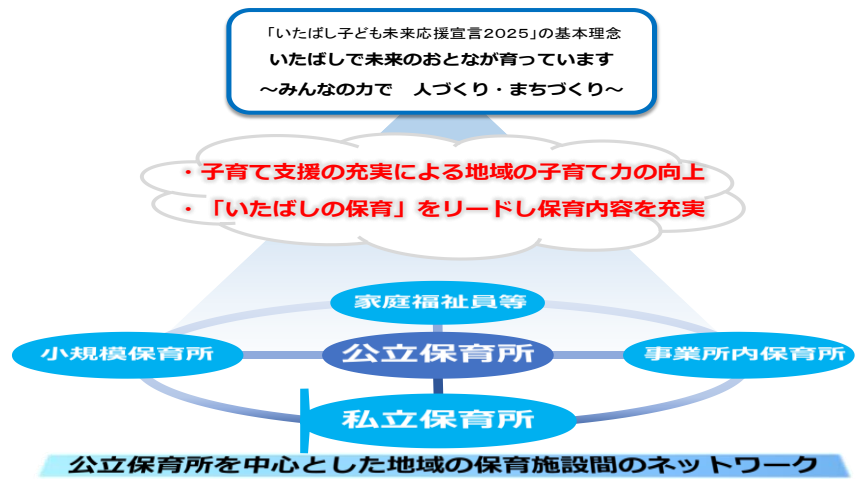
今後も、高まる保育需要に迅速に対応していくためには、民間保育施設整備の誘導により、多様な保育施設を整備していく必要がある。一方で、保育の量の拡大を進めていく中であっても、区として保育水準を具体的に示しながら、それを公立保育所において実践することにより、地域全体の保育施設の「保育の質」の維持・向上や、一時保育などのサービスを充実させる必要がある。

(5) 保育所保育指針の改定を踏まえた“いたばしの保育”の具現化

平成 30 年 4 月から施行予定の厚生労働省が定めた保育所保育指針【本編 16 頁参照】には、0～2 歳児を中心とした保育所利用児童数の増加を受けた「乳児・3 歳未満児保育の記載の充実」や保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえた「幼児教育の積極的な位置づけ」などが盛り込まれている。保育所保育指針の改定の趣旨を踏まえ、公立保育所は、子どもたちの健やかな育ちを支える“いたばしの保育”を具現化し、区内すべての保育施設へ波及させていく取り組みが必要である。

3. これからの公立保育所の役割

公立保育所が地域の保育施設間のネットワークの中心を担い、子育て支援の充実による地域の子育て力を向上させ、「いたばしの保育」をリードし保育内容を充実させることで、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えていく。

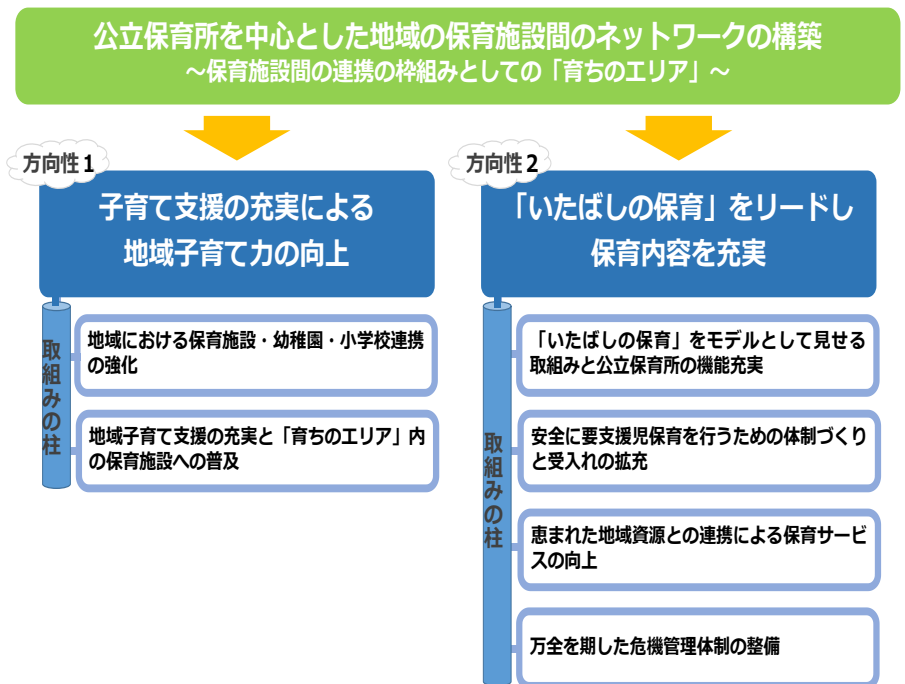


(1) 取組みの方向性

これからの公立保育所の役割を果たしていくため、公立保育所を中心とした地域の保育施設間のネットワークを構築する。

ネットワークを構築することで、保育施設同士の子どもたちや保育士等の横のつながりを生み、地域で共に育ち、共に育てていく意識を醸成させ、さらに小学校就学後の子どもの育ちを見通した取組みを行うっていくため、『育ちのエリア』を設定する。

この『育ちのエリア』における保育施設間のネットワークを基盤として、「子育て支援の充実による地域子育て力の向上」や「いたばしの保育をリードし保育内容を充実」の2つの方向性と、それを支える6つの柱について、様々な取組みを行っていく。



(2) 具体的な取組み

公立保育所を中心とした地域の保育施設間のネットワークの構築 ~保育施設間の連携の枠組みとしての『育ちのエリア』~

- ・公立保育所を中心とした地域の保育施設間のネットワークを構築する『育ちのエリア』を設定。
- ・『育ちのエリア』内の保育施設の先進的な取組みや保育ノウハウ、不審者情報などの地域的に素早く共有すべき情報など、情報共有の仕組みを構築。
- ・個人で家庭的保育を提供している家庭福祉員や設置後間もない保育施設などでも緊急時等に適切な対応がとれるよう、相談・協力支援体制を構築。
- ・「(仮称) 子ども家庭総合支援センター」の開設を予定している平成33年度を目途に、切れ目のない子育て支援体制の再構築と整合を図りながら、公立保育所を中心とした地域の保育施設間のネットワークを活用した事業を展開していく。

(3) 【方向性1】子育て支援の充実による地域子育て力の向上

①地域における保育施設・幼稚園・小学校連携の強化

- ・保育施設・幼稚園・小学校交流合同研修の更なる充実。
- ・『育ちのエリア』における保育施設間のネットワークを活用し、保育所の子どもと小学校の児童との交流や職員同士の交流など、子どもの教育・保育の枠を超えた情報共有や相互理解を図る取組みを実施することで、就学に向けて小学校への円滑な接続を行っていく。

②地域子育て支援の充実と「育ちのエリア」内の保育施設への普及

- ・公立保育所で実施する地域子育て支援について、児童館や他施設が行う子育て支援事業と補完し合うように再構築を行う。
- ・子育てに不安や負担を感じる保護者へのレスパイトケア（注1）としての一時預かり保育の実施など、支援ニーズに適った子育て支援事業の実施。
- ・『育ちのエリア』における保育施設間のネットワークを活用し、ネットワーク内の子育て支援の好事例を普及するため、『育ちのエリア』単位での合同研修や交流保育等を実施。

注1：在宅で乳幼児や障がい者（児）、高齢者などを介護（育児）している家族に、支援者が介護（育児）を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと。また、そのようなサービスのこと。

（4）【方向性2】「いたばしの保育」をリードし保育内容を充実

①「いたばしの保育」をモデルとして見せる取組みと公立保育所の機能充実

- ・平成30年度を目途に「板橋区保育ガイドライン」を策定。
- ・『育ちのエリア』における保育施設間のネットワークを活用し、区がめざす「いたばしの保育」について理解を深めるため、『育ちのエリア』単位での合同研修や交流保育等を実施。
- ・今後の公立保育所の配置を踏まえ、施設状況を勘案しながら、産休明け保育等の零歳児保育・延長保育・一時預かり保育の実施について計画を定める。

②安全に要支援児保育を行うための体制づくりと受入れの拡充

- ・要支援児保育の適切な支援のため、区内専門機関と連携し、マニュアルの整備や研修を実施。
- ・公立保育所の改築及び長寿命化のための改修を進める際には、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた施設整備を行い、安全に要支援児保育を行う環境づくりを進める。
- ・平成30年度を目途に、入園時における要支援児認定手法や保育体制等の改善を検討し、公立保育所における要支援児保育の受入れ人数の拡大を進めるとともに、区内保育施設全体での要支援児保育の受入れを促進。
- ・『育ちのエリア』における保育施設間のネットワークを活用し、区内すべての保育施設での要支援児保育を促進するため、『育ちのエリア』単位での合同研修や交流保育等を実施。

③恵まれた地域資源との連携による保育サービスの向上

- ・地域団体や事業者、企業、大学、医療機関等と連携した取組みの検討。
- ・『育ちのエリア』における保育施設間のネットワークを活用し、『育ちのエリア』単位での地域資源との交流・連携を図る取組みを検討。

④万全を期した危機管理体制の整備

- ・在園児の安全を守るため、あらゆる場面を想定した訓練を実施。
- ・災害発生時において既存保育所で保育を提供できない事態でも、避難所等で保育を提供するための訓練の実施。
- ・新型インフルエンザや新しい感染症の発生時への対応と、蔓延期においても社会機能の維持に向けた業務に従事することで保育を必要とする家庭等へ保育を提供するための訓練の実施。

4. これからの公立保育所の役割を果たすための体制

(1) 『育ちのエリア』の設定

地域単位でつながりを生みやすい子どもの育ちの連続性を意識した保育施設間の連携の枠組みとして、以下の考え方にに基づき、『育ちのエリア』を設定する。

『育ちのエリア』の設定の考え方

- ① 保幼小中連携教育の枠組みとして区立中学校ごとに設定されている「学びのエリア」を基本に、「学びのエリア」を構成する小中学校学区域や既に行われている保育施設と小学校との連携の実施状況を勘案しながら、地域の保育施設間のネットワークを構築する『育ちのエリア』を設定する。
- ② 『育ちのエリア』における保育施設間のネットワークが円滑に機能するよう、『育ちのエリア』内の民間保育施設の配置状況など、公立保育所が交流・連携の要として担う業務量から適正な範囲を検討し、『育ちのエリア』を設定する。
- ③ 『育ちのエリア』と「学びのエリア」が連続した関係となるよう、公立保育所の民営化や統廃合等により配置状況が変化した場合や、小中学校学区域などに変更が生じた場合は、随時、『育ちのエリア』の見直しを行う。

(2) 『育ちのエリア』の設定を踏まえた公立保育所整備の今後の方向性

『育ちのエリア』の設定及び『育ちのエリア』ごとの公立保育所の配置については、今後の改築や長寿命化のための改修等の施設整備を踏まえて検討する必要がある。

そのため、「『公共施設等の整備に関するマスタープラン』に基づく個別整備計画」との整合を図り、施設の複合化や集約化などの様々な条件を勘案しながら、公立保育所の配置や改築・改修の計画、民営化の具体的な進め方をまとめていく。

5. 公立保育所の民営化

(1) 今後の民営化方針

今後、老朽化等により改築又は長寿命化のための改修等が必要となる際には、原則、民営化を進めることを検討する。

なお、その際には、『育ちのエリア』における保育施設の配置状況、施設の複合化や集約化などを総合的に勘案していく。

また、民営化を実施する公立保育所については、施設の老朽化の程度、代替地などを踏まえ、実施時期を決定し、整備手法やスケジュール等を対象園の保護者に周知する。

(2) 民営化の進め方

- ① 運営主体の選定にあたっては、地域の保育ニーズを反映して保育サービスの向上を確実に期待できる事業者を選定する。
- ② 民営化該当園の発表から移行までの期間については、保護者への情報提供と協議を行いながら、信頼関係の下に進める。
- ③ 移管先事業者の準備に要する期間を十分に確保しながら、保育運営に支障のないように移行する。
- ④ 既に入園している児童に配慮し、保育内容・行事などの保育環境について、基本的に急激な変更を行わないよう配慮する。
- ⑤ 民営化後も保護者・事業者・区の三者で協議する場を設置し、また、事業者への指導検査を定期的かつ計画的に実施し、運営に対する指導・助言を行っていく。